

浜松トロンボーン協会規約

(名称及び事務局)

第1条 本団体は、浜松トロンボーン協会（以下、本会）と称する。

② 本会は、事務局を事務局長宅に置く。

(機能)

第2条 本会は日本トロンボーン協会と連携し、日本トロンボーン協会浜松支部の機能を有し、事業を遂行するものとする。

② 日本トロンボーン協会浜松支部としての活動は、日本トロンボーン協会支部規約に準ずる。

(目的)

第3条 本会は、トロンボーンを通じて会員相互の交流及び後継者の育成を図り、もって当地方における音楽文化の向上に資することを目的とする。

(組織)

第4条 本会は、本会の目的に賛同した会員をもって構成する。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 演奏会の開催
- (2) 各種演奏会への出演
- (3) 研修会、講習会の開催
- (4) コンクール・コンペティションの開催
- (5) その他目的達成に必要な活動

(会員)

第6条 本会の会員の構成を次に定める。

- (1) 正会員
 - (2) 準会員
- ② 正会員は満20歳以上の者で、本規約に定めるすべての権利を有し、すべての義務を負う。
- ③ 準会員は満20歳未満の者で、本規約に定めるすべての権利を有し、すべての義務を負う。満20歳の誕生日より自動的に正会員へ身分変更となる。

(入会)

第7条 本会に入会しようとする者は、別に定める入会届を会長に提出し、役員承認を得なければならない。

② 未成年者は保護者の承諾書を会長に提出しなければならない。

(退会)

第8条 本会を退会しようとする者は、別に定める退会届けを会長に提出し、役員承認を得なければならない。

② 退会しようとする者が本会に債務等がある場合は、それを完済しなければならない。

(除名)

第9条 下記の一つの事由により、本会は役員承認を得て、会長はその者を除名することができる。

(1) 本会の活動に長期にわたって不参加の場合

(2) 本会の名誉を著しく傷つけた場合

(3) 正当な理由なく会費を滞納した場合

② 除名を通告された者は、ただちにすべての債務等を完済しなければならない。

(役員)

第10条 本会は、次の役員を置き、会を運営する。

(1) 会長－会を統括し会長する。(1名)

(2) 副会長－会長を補佐し、会長不在の場合は代行する。(若干名)

(3) 理事－会長の諮問に応じ、必要事項について助言する。(若干名)

(4) 事務局長－会の事務を総括する。(1名)

(5) 会計－本会の会計を行う。(1名)

(6) 監事－必要により本会の監査を行う。(1名)

(顧問および相談役)

第11条 本会には、顧問及び相談役を若干名おくことができる。

(1) 顧問及び相談役は役員会でこれを推薦し、会長がこれを委嘱する。

(2) 顧問及び相談役は本会の運営につき役員会及び会長に助言する。

(役員選出)

第12条 役員は、総会において会員の中から互選する。

② 役員選出は選挙によるものとする。ただし、立候補した者の数が定員を越えない場合には、投票を省略することができる。

③ 役員任期は2年とするが、再選を妨げない。任期満了前に退任した役員

の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(機関)

第13条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) その他事業に必要な委員会

(総会)

第14条 総会は本会の最高決定機関であり、全会員をもって構成する。

- ② 会長は年1回総会を招集しなければならない。但し、会員の3分の1以上の要請があったとき若しくは役員会において決定したときは臨時に総会を召集しなければならない。
- ③ 総会付議事項
 - (1) 前年度会計報告及び活動報告
 - (2) 役員承認
 - (3) 本年度会計予算及び活動計画の承認
 - (4) 規約改正の承認
 - (5) その他会員の承認を必要とする事項
- ④ 議決に必要な数はこの規約に特に定めのない限り、委任状を含む出席者の過半数とする。

(役員会)

第15条 役員会は、第10条に定める役員にて構成される。

- ② 役員会は必要に応じて会長が召集する。
- ③ 会長は必要に応じて、役員以外の者を役員会に出席させることができる。

(委員会)

第16条 会長は本会の運営及び演奏活動上において、本会の目的達成に必要と認められるときは、委員会を組織することができる。

- ② 委員の構成は役員会において決定し、委員の互選により委員長を選出する。
- ③ 委員会の運営は委員長が決定する。
- ④ 委員長は委員会の活動について役員会に報告しなければならない。

(会計)

第17条 本会の収入は会費、演奏会収入及びその他寄付金等をもって充てる。

- ② 本会の会計年度を4月1日から翌年3月31日とする。

③ 本会の運営に必要な支出入はすべて会計が行う。

(会計監査)

第18条 本会の会計監査は、総会までに監事がこれを行う。

(会費)

第19条 本会の会費を次のとおり定める。

(1) 正会員 1,000円(年額)

(2) 準会員 500円(年額)

② 会員は、会計の指定した期日までに会費を納入しなければならない。

③ 会長が必要と認めたときは会費を減免することができる。

④ 納入された会費はいかなる理由があっても返還しない。

(規約改正)

第20条 本規約を改正しようとするときは、総会において委任状提出者を含む出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

附則

本規約は2015年5月9日より施行する。

一部改正2016年4月8日(第5条、第6条、第11条、第14条、第16条)